

公布された条例のあらまし

◇奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 定義の追加

次に掲げる定義を追加することとした。

ア 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に規定する特定個人情報をいう。

イ 情報提供等記録 番号利用法に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

2 特定個人情報の収集の制限

実施機関は、番号利用法に該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならないこととした。

3 特定個人情報の利用及び提供の制限

(1) 実施機関は、特定個人情報の収集の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならないこととした。

(2) (1)にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、個人情報の本人の同意があり、又は個人情報の本人の同意を得ることが困難であるときは、収集の目的以外の目的のために、特定個人情報を自ら利用することができることとした。ただし、個人情報を収集の目的以外の目的のために自ら利用することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないこととした。

(3) 情報提供等記録にあっては、(2)の特定個人情報から除くものとすることとした。

(4) 実施機関は、番号利用法に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないこととした。

4 本人に代わって請求をすることができる者の追加

請求に係る個人情報 that 特定個人情報である場合にあっては、本人に代わって当該請求をすることが出来る者に、本人の委任による代理人を加えることとした。

5 事案の移送ができる個人情報からの除外

実施機関が他の実施機関に対し事案を移送することができる開示請求又は訂正請求に係る個人情報から、情報提供等記録を除くものとする事とした。

6 情報提供等記録の提供先への通知

実施機関が訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、その旨を書面により通知する提供先は、総務大臣及び番号利用法に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）とすることとした。

7 特定個人情報に係る利用停止等の措置の請求

(1) 何人も、自己を個人情報の本人とする個人情報 that 次のいずれかに該当すると思料するときは、次に定める措置を請求することができる事とした。

ア 個人情報の利用の停止又は消去

(ア) 2 に違反して収集されたものであるとき。

(イ) 3 の(1)又は(2)に違反して利用されているとき。

(ウ) 番号利用法の規定に違反して保管されているとき。

(エ) 番号利用法の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

イ 個人情報の提供の禁止

3 の(4)に違反して提供されているとき。

(2) 情報提供等記録にあっては、(1)の個人情報から除くものとする事とした。

8 その他所要の規定の整備を行うこととした。

9 施行期日

1 のア、2、3 の(1)、(2)及び(4)、4、7 の(1)並びに8 は平成二十七年十月五日から、1 のイ、3 の(3)、5、6 及び7 の(2)は規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

- (1) 奈良県地域福祉推進計画策定委員会を設置し、奈良県地域福祉推進計画に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。
 - (2) 奈良県福祉・介護人材確保協議会を設置し、介護その他の福祉の人材の確保等に関する重要事項についての審議に関する事務を担当させることとした。
- 2 施行期日
- 公布の日から施行することとした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 個人県民税関係

- (1) 所得割の課税標準の算定方法の一部について、所得税法の規定による計算の例によらないものとする事とした。
- (2) 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がないときはその支払をする者とする事とした。

2 法人事業税関係

資本金の額又は出資金の額が一億円超の普通法人の事業税の税率について、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の税率を次のとおりとすることとした。

付加価値割		資本割		所得割	
百分の〇・九	百分の〇・四	所得のうち年四百	百分の〇・九	所得のうち年四百	百分の一・四
六(現行 百分の〇・七二)	(現行 百分の〇・三)	万円以下の金額	行 百分の一・六		(現

	万円を超える年八百万円以下の金額	行 百分の二・三
	所得のうち年八百万円を超える金額	行 百分の一・九(現 行 百分の三・一)

3 地方消費税関係

譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課することとした。

4 たばこ税関係

(1) 紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率の特例を廃止した上、次に掲げる期間における紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。

ア 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき

き四百八十一円

イ 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき

五百五十一円

ウ 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき

六百五十六円

(2) 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県税条例を改正する条例の一部改正

1 地方消費税の税率の七十八分の二十二(消費税率換算二・二%)への引上げ等の施行期日を平成二十九年四月一日とすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 施行期日等

1 次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

- (1) 第二の 1 公布の日
 - (2) 第一の 3 及び 5 の一部並びに第二の 2 並びに 2 の一部 平成二十七年十月一日
 - (3) 第一の 1 及び 5 の一部並びに 2 の一部 平成二十八年一月一日
 - (4) 第一の 2 及び 4 並びに 2 の一部 平成二十八年四月一日
 - (5) 第一の 5 の一部 平成二十九年一月一日
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する

条例

1 不均一課税の対象

不均一課税の対象を半島振興法（以下「法」という。）に規定する認定産業振興促進計画に記載された法に規定する計画区域において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者とすることとした。

- (1) 製造の事業
- (2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって規則で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業
- (3) (2)の業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の規則で定める事業
- (4) 半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- (5) 旅館業（下宿営業を除く。）

2 事業税の不均一課税

知事は、認定産業振興促進計画に記載された法に掲げる計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から平成二十九年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月三十一日前に法の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法の規定の適用を受ける1の(1)から(5)までに掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度（当該特別償却設備を事業の用に供した日の翌日から起算して三年を経過する日前に終了する各年又は各事業年度に限る。）に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率を、奈良県税条例の規定にかかわらず、同条例に規定する税率の十分の一とすることができることとした。

(1) 1の(1)又は(5)に掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円）以上のもの

(2) 1の(2)から(4)までに掲げる事業（(4)に掲げる事業にあつては、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 五百万円以上のもの

3 不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の適用期間
計画期間の初日から平成二十九年三月三十一日までとすることとした。

4 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 指定情報処理機関が行う本人確認情報の提供に係る手数料に係る規定の削除
住民基本台帳法の改正に伴い、指定情報処理機関が行う本人確認情報の提供に係る手数料に係る規定を削除することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
平成二十七年十月五日から施行することとした。

◇奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例

- 1 指定管理者が利用料金を収受する事業の追加
指定管理者が利用料金を収受する事業に、次に掲げる事業を追加することとした。
 - (1) 児童発達支援センターとして行う次に掲げる事業（肢体不自由児に対する治療に係るものを除く。）
 - ア 児童発達支援及び医療型児童発達支援
 - イ 保育所等訪問支援
 - ウ 障害児相談支援
 - (2) 指定特定相談支援事業者として行う計画相談支援
 - (3) 重症心身障害児に対して行う児童発達支援及びサービス事業所として重症心身障害者（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者をいう。）に対して行う生活介護
- 2 施行期日
平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 規定の整備
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、次に掲げる児童福祉施設に置かなければならない職員を養成する学校その他の養成施設を都道府県知事が指定することとなったため、規定の整備を行うこととした。

- ア 母子生活支援施設の母子支援員
- イ 児童厚生施設の児童の遊びを指導する者
- ウ 児童養護施設の児童指導員
- エ 児童自立支援施設の児童自立支援専門員
- 2 保育士としてみなすことができる職員の変更
乳児四人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても、一人に限って、保育士とみなすことができることとした。
- 3 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の配置の基準等の規定の整備
指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームが、自ら介護を行う一般型の事業を行うことができるようになったため、当該養護老人ホームの運営の基準のうち、次に掲げる事項について、規定の整備を行うこととした。
- (1) 記録の整備
- (2) 職員の配置の基準
- (3) 生活相談員の責務
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県食品衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

- 1 分掌する事務の追加
奈良県食品衛生検査所が分掌する事務に、と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品表示法に基づく事務を追加することとした。
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。